

岩手県監査委員告示第 26 号

監査結果の公表（平成 19 年岩手県監査委員告示第 20 号及び第 22 号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成 19 年 12 月 4 日

岩手県監査委員 中 平 均
岩手県監査委員 工 藤 勝 子
岩手県監査委員 菊 池 武 利
岩手県監査委員 谷 地 信 子

1 (1) 監査対象機関名 環境生活部環境生活企画室

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成 19 年 7 月 19 日

イ 本監査実施日 平成 19 年 9 月 7 日

(3) 監査結果の公表の日 平成 19 年 10 月 5 日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

| 留意改善を要する事項 | 措置内容 |
|--|---|
| 赴任旅費の支給に当たり、旅行完了後相当期間経過してから支給しているものが 1 件、125,054 円あったので、適正な事務の執行に努められたい。 | 今後は、関係法令等の確認を確実に行うとともに、執行状況の確認を担当内で相互に行い、早急に対応処理する。 |

2 (1) 監査対象機関名 保健福祉部保健福祉企画室

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成 19 年 7 月 19 日

イ 本監査実施日 平成 19 年 9 月 7 日

(3) 監査結果の公表の日 平成 19 年 10 月 5 日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

| 留意改善を要する事項 | 措置内容 |
|--|---|
| 普通財産貸付料の徴収に当たり、著しく遅れて調定しているものが 1 件、3,653,640 円あったので、適正な事務の執行に努められたい。 | 財産使用許可に伴う貸付料の調定に係る一覧表を作成し、所属内で複数職員がチェックすることにより、再発防止に努めることとした。 |

3 (1) 監査対象機関名 農林水産部流通課

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成 19 年 7 月 25 日

イ 本監査実施日 平成 19 年 9 月 7 日

(3) 監査結果の公表の日 平成 19 年 10 月 5 日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

| 留意改善を要する事項 | 措置内容 |
|---|--|
| 家畜商営業許可保証金に係る証明書及び家畜商法に基づく講習会に係る受講料の収入証紙収納額報告に当たり、報告すべき金額を報告していなかったものが 63 件、166,200 円あったので、適正な事務の執行に努められたい。 | 報告漏れについては、平成 19 年 7 月 26 日に調定を行った。今後、主管室に対しては、遺漏のないよう文書による報告を徹底し、再発防止に努める。 |

4 (1) 監査対象機関名 宮古地方振興局林務部

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成 19 年 7 月 3 日及び 4 日

イ 本監査実施日 平成 19 年 8 月 22 日

(3) 監査結果の公表の日 平成 19 年 10 月 5 日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

| 留意改善を要する事項 | 措置内容 |
|---|--|
| しいたけ等特用林産物生産施設整備事業の補助金の執行に当たり、納入予定のものと異なる規格の安価な機器が設置されていたため、補助金が過大に支出されているものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。 | 平成 19 年 7 月 7 日に機器を交換し、同 9 日に確認を行った。今後は、複数の職員が、補助金交付要領等に基づき事務処理が適切に行われているか確認するとともに、完了確認に当たっては、チェックリストにより確認し、適正な事務執行に努める。 |

5 (1) 監査対象機関名 久慈地方振興局農政部

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成 19 年 5 月 15 日及び 16 日

イ 本監査実施日 平成 19 年 7 月 11 日

(3) 監査結果の公表の日 平成 19 年 9 月 4 日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

| 留意改善を要する事項 | 措置内容 |
|---|--|
| ふるさと農道緊急整備事業野田地区第 13 号工事の執行に当たり、冬期補正の漏れにより設計額が過少に積算されているものが 1 件、430,500 円あったので、適正な事務の執行に努められたい。 | 工事施工の発議前に部内で実施する「事業実施事前審査会」において、発注月及び完成月の確認を行い、冬期歩掛補正計上の有無を審査するなど、再発防止を徹底する。 |